特集 スチュワードシップ・コード改訂と機関投資家

座　談　会

スチュワードシップ・コード改訂と機関投資家・アセットオーナーの動向

と　き　　2017年11月９日（木）
ところ　　日本証券アナリスト協会会議室

≪出席者≫（敬称略、五十音順）

藏　本　祐　嗣 CMA
〔大和住銀投信投資顧問　責任投資オフィサー〕

濱　口　大　輔 CMA
〔企業年金連合会　運用執行理事　CIO〕

豊　田　一　弘 CMA
〔シュローダー・インベストメント・マネジメント日本株式ファンドマネジャー〕

≪司会≫

北　川　哲　雄
〔青山学院大学大学院　教授〕

目　　次

１．はじめに
２．責任ある機関投資家とは
３．「議決権行使」「対話」「エンゲージメント」への取組み
４．企業側のガバナンス取組みへの評価
５．コーポレートガバナンス・コード改訂における課題
６．進展するガバナンス改革と資本市場の課題

１．はじめに

北川　2017年５月に改訂されたスチュワードシップ・コードは、機関投資家によるスチュワードシップ活動の深化を意図したものと考えられる。改訂には、アセットオーナーによる実効的なチェックや運用機関のガバナンス・利益相反管理、パッシブ運用による対話等、議決権行使の公表の充実、運用機関の自己評価の５点が織り込まれた。更に、検討会では、議決権行使助言会社の情報開示、集団的エンゲージメント、ESG要素の考慮の３点も課題として議論されている。スチュワード